

岩手県保健医療計画(2024-2029) 中間見直しの基本的方針について



岩手県保健福祉部医療政策室

1 中間見直しの趣旨等

(1) 計画の概要

県民だれもが、地域社会の中で、安心して、保健・医療・介護・福祉のサービスを受けられる体制を確保するとともに、県民も含めた関係者等の役割分担の下で、患者本位の、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制を構築するための総合的な計画

※ 計画の全体構成については、3ページ目に記載のとおり。

(2) 計画の期間

令和6年度(2024年度)から令和11年度(2029年度)までの6年間

(3) 中間見直しの趣旨

- ① 地域における医療と介護の総合的な確保に向けて、介護保険事業(支援)計画の見直し等に
合わせて、3年ごとに在宅医療を中心に中間見直しを行うこととしていること。

(医療法第30条の6:都道府県は、3年ごとに居宅等における医療の確保に関する事項その他必要な事項について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、医療計画を変更するものとする。)

- ② 国において医療制度の見直しが行われる等、計画策定後の保健・医療を取り巻く状況の変化を踏まえ、必要に応じて、見直しを行うこととしていること。

【参考】保健医療計画(2024-2029)の全体構成

章	項目	主な記載内容
1	計画に関する基本的事項	計画策定の趣旨、性格、期間
2	地域の現状	県民の健康と受療の状況、医療提供施設と保健医療従事者の状況
3	保健医療圏(医療圏)及び疾病・事業別医療圏、基準病床数	保健医療圏、疾病・事業別医療圏、県境における医療連携体制、基準病床数
4	保健医療提供体制の構築	
①	患者の立場に立った保健医療サービスの向上	医療安全、医療相談、医療情報提供
②	良質な医療提供体制の整備、医療機関の機能分担と連携の推進	5疾病・6事業及び在宅医療、地域医療構想、外来医療計画、医療連携における歯科医療
③	保健医療を担う人材の確保・育成	医師確保、薬剤師確保
④	地域保健医療対策の推進	障がい児・者保健、歯科保健、医療に関する情報化
⑤	保健・医療・介護・福祉の総合的な取組の推進	健康づくり、地域包括ケア、医療費適正化
5	医療連携体制構築のための県民の参画	地域医療を支える取組(適正受診)
6	東日本大震災津波からの復興に向けた取組	被災地におけるこころのケア
7	計画の推進と評価	ロジックモデルを活用した数値目標の設定
地域編	保健医療圏ごとの取組の方向	地域における医療連携体制の重点課題への対応

2 中間見直しの基本的方針

(1) 医療計画に関する国の指針・ガイドラインの改正を踏まえ、3年毎の見直しについて、医療法に定められている事項を中心に、見直しを進める。

① 在宅医療の確保に関する事項

「在宅医療の体制構築に係る指針」の改正(R8.6.10)

- ・ 災害の発生に備えた在宅医療提供体制の整備に関する項目の新設 など

② 外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項

「外来医療に係る医療提供体制の確保に関するガイドライン～第8次(後期)～」の制定(R8.5.28)

- ・ 地域において特に必要とされる外来医療(地域外来医療)に関する記載の追加
- ・ 外来医師過多区域の設定等に関する記載の追加 など

③ かかりつけ医機能の確保に関する事項

④ 医師の確保に関する事項

「医師確保計画策定ガイドライン～第8次(後期)～」の制定(R8.6.30)

- ・ 医師偏在是正プランの策定に関する項目の追加
- ・ 診療科偏在に配慮した医師確保方針に関する項目の追加 など

⑤ その他

「医療計画作成指針」の改正(R8.6.10)

- ・ 精神病床に係る基準病床数の算定方法(設定年度)の更新 など

2 中間見直しの基本的方針

(2) 医療計画に関係する計画の改正等を踏まえ、記載内容の整合を図る。

<例>

- ・ いわて県民計画(2019～2028) 第3期アクションプラン
- ・ いわていきいきプラン
⇒在宅医療の整備目標と介護保険事業(支援)計画における介護サービス提供量等の整合性の確保等
- ・ 岩手県障がい者プラン 等

(3) 計画策定後の状況の変化等を踏まえ、必要に応じて、記載の更新を行う。

<例>

- ・ 国の政策動向や制度改正 等
- ・ 計画策定後に生じた取組の変更 等

(4) 数値目標(指標)に係る令和7年度までの達成度合いを踏まえ、必要に応じて、数値目標(指標)の更新などについて、検討する。

※ 上記のほか、基本的にすべての項目において、各種調査・統計データや医療機関等の一覧などを最新のデータに更新する。

【参考】5疾病の関係計画

No	疾病	保健医療計画に関係する県の計画等の名称	策定根拠		改定・変更の予定	策定に係る主な検討委員会等の名称	備考
1	がん(医療)	岩手県がん対策推進計画	法律	がん対策基本法第12条第1項	R9.3	岩手県がん対策推進協議会	R8中間見直し
2	がん(予防)	健康いわて21プラン	法律	健康増進法第8条第1項	R12.3	岩手県健康いわて21プラン推進協議会 健康いわて21プラン分析評価専門委員会	R8改定なし
	脳卒中(予防)						
	心血管疾患(予防)						
	糖尿病						
3	脳卒中(医療)	岩手県循環器病対策推進計画	法律	健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法 第11条第1項	R9.3	岩手県循環器病対策推進協議会	R8中間見直し
	心血管疾患(医療)						
4	精神疾患	岩手県障がい者プラン(障がい者計画分)	法律	障害者基本法第11条第2項	R12.3	岩手県障害者施策推進協議会 岩手県障がい者自立支援協議会	R8改定なし
		岩手県障がい者プラン(障がい福祉計画・障がい児福祉計画分)	法律	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第89条第1項 児童福祉法第33条の22	R9.3		R8改定
5		岩手県アルコール健康障害・ギャンブル等依存症対策推進計画	法律	アルコール健康障害対策基本法第14条第1項 ギャンブル等依存症対策基本法第13条第1項	R9.3	岩手県アルコール健康障害・ギャンブル等依存症対策推進協議会	R8中間見直し
6		岩手県自殺対策アクションプラン	法律	自殺対策基本法第13条第1項	R11.3	岩手県自殺対策推進協議会	R8改定なし
7	認知症	いわていきいきプラン(岩手県高齢者福祉計画・岩手県介護保険事業支援計画)	法律	介護保険法第118条第1項 老人福祉法第20条の9第1項	R9.3	岩手県高齢者福祉・介護保険推進協議会	R8改定

【参考】6事業及び在宅医療の関係計画

No	事業	保健医療計画策定に係る県の計画等の名称	策定根拠		改定・変更の予定	策定に係る主な検討委員会等の名称	備考
7	周産期医療				医療計画と一体	岩手県小児・周産期医療協議会(周産期医療体制等検討部会)	
8	小児医療				医療計画と一体	岩手県小児・周産期医療協議会(小児医療体制等検討部会)	
9	救急医療				医療計画と一体	岩手県救急業務高度化推進協議会(救急医療部会)	
10	災害医療				医療計画と一体	岩手県災害拠点病院連絡協議会	
11	へき地医療				医療計画と一体	岩手県地域医療対策協議会	
12	新興感染症	岩手県感染症予防計画	法律	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第10条第1項	R12.3	岩手県感染症連携協議会(感染症医療体制部会)	R8中間見直し
13	在宅医療				医療計画と一体	岩手県在宅医療推進協議会	

※ほか、5疾病・6事業及び在宅医療以外の項目についても、必要に応じて、関係する各協議会等において協議を行う。

3 検討スケジュール(予定)

日程	内容
8月5日(水)	医療計画部会①(見直しの基本的方針)
9月2日(水)	医療計画部会②(R7実績評価(報告)、各疾病・事業等における見直しの方向性(協議))
9月9日(水)	医療審議会①(同上)
9月～10月頃	各専門協議会(見直し案(素案)に関する議論・意見聴取)
11月上旬	医療計画部会③(見直し案(素案)、その他関連計画(医師確保)など)
11月中旬	医療審議会②(同上)
12月上旬	県議会への報告①(素案)
12月上旬～1月上旬	・パブリックコメントの実施 ・三師会をはじめとする関係団体、市町村、保険者協議会等への意見聴取 等
2月下旬	医療計画部会④(見直し案(最終案)、その他関連計画(医師確保)など)
3月中旬	医療審議会③(見直し案(最終案)の答申)
3月中旬	県議会への報告②(最終案)
3月末	保健医療計画(2024-2029)中間見直し 施行

※ 現時点の予定であり、変更となる場合があります。